

地域型住宅ブランド化事業補助金に関する合意書

(邸)

甲：建築主

乙：建築工事請負者

(補助金交付への協力)

第1条 甲と乙は、工事請負契約により建築する住宅(以下「本住宅」という)が、国土交通省(以下「所管官庁」という)所管の地域型住宅ブランド化事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付要件を満たすことを前提に設計された長期優良住宅であり、本補助金の交付を受けるための所要の手続を、両者協力して行うことを確認する。

(交付申請)

第2条 乙は、本契約締結後、本住宅に関する本補助金 万円(以下「本申請」という。)の交付申請を行う。

2. 本補助金の申請から受領に要する諸手続については、乙が行うものとする。

(工事代金支払猶予)

第3条 本補助金 万円は、本申請における実績報告において額の確定通知後、概ね1ヶ月後に交付されることが見込まれるため、乙は甲に対し本契約に定める建築工事請負代金のうちの当該補助金相当額の支払を同時期まで猶予する。

(工事代金への充当)

第4条 乙は受領した本補助金を、本契約に定める甲の建築工事請負代金債務の支払に直ちに充当する。

2. 乙は前項の充当後、すみやかにその旨を甲に通知する。

(不承認の場合)

第5条 本申請にも関わらず本補助金の不交付が確定した場合には、第3条により補助金交付時期まで支払を猶予している建築工事請負代金の支払いについては、前条の規定に関わらず、甲及び乙によって誠実に協議するものとする。

平成 年 月 日

甲：住 所

氏 名 _____ 印

乙：住 所

会 社 名

代表者名 _____ 印